

# 洞爺湖町共同募金委員会助成要綱

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、寄せられた善意の募金を共同募金運動の趣旨に沿い、住民福祉の向上の観点から寄付者の理解が得られるよう、共同募金の助成を要望する「団体」の選定にあたって、適正かつ公正に審査し助成の決定を行うことを目的とする。

## (事業の実施年度)

第 2 条 助成の決定は、毎年度区分ごとに行うものとし、助成計画の枠組みに基づき一定の期間を設けて受付を行い、翌年度に実施される事業について使途範囲、助成額を決定する。

## (助成金)

第 3 条 この要綱の対象となる助成金は、市町村地域使途計画助成とする。

2 助成金は、募金運動を行う年度の中で本会が設定した目標額に対して、募金運動による達成額を北海道共同募金会の規定による全道・広域使途計画助成額及び募金経費等を差し引いた額とする。

## (助成対象団体)

第 4 条 運営主体が明らかで民間による福祉活動として実施され、「非営利、独立、公開」の原則を満たすもので、住民の福祉向上に効果があると認められる事業を計画するもの。

### 2 事業実施主体の範囲

- (1) 民間福祉活動団体
- (2) 社会福祉協議会
- (3) その他、理事会で認めた団体

### 3 対象とする事業

- (1) 民間福祉活動団体、社会福祉協議会が実施する地域福祉の推進を目的とする事業。
- (2) 団体が実施する地域住民に対する適切な情報提供、講習、研修事業。
- (3) 社会自立、社会参加を目的とする施設運営の充実や、団体活動の強化に寄与すると判断される事業。

### 4 次に該当するものについては助成対象としないものとする。

- (1) 社会福祉を政治、宗教、組合等の運動のためやその手段として行われるもの。

- (2) 助成金以外の収入によって事業実施が可能、または必要な運営が可能とみなされるもの。
- (3) 組織運営や管理状況等について情報開示が行われず、適切な運営がなされていないもの。
- (4) 運営が営利を主な目的としているとみなされるもの。
- (5) 国または地方公共団体が運営し、またはその責任に属するとみなされるもの。

#### (助成申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、定められた期間内に所定の様式により要望書及び翌年度の事業計画書、収支予算書を提出し、本会理事会において助成額が決定後、改めて申請書を提出しなければならない。

2 要望書の内容について、特に必要と認める場合は、本会において追加の資料を請求、若しくは調査を行う。

#### (助成決定)

第6条 要望の内容について、本会の理事会において審査し、その結果承認されたものとする。

2 理事会で承認を得た助成額については、社協広報誌等によりその旨を周知する。

#### (助成の明示)

第7条 助成を受けることが決定した団体は、共同募金の寄付金による助成である旨の周知を行わなければならない。

#### (事業報告)

第8条 配分を受けた団体は、翌年の総会終了後すみやかに関係書類を添付して事業の報告を行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書類
- (3) 精算(成果)報告書
- (4) 収支報告書
- (5) 寄付者に向けたありがとうメッセージ

#### (不要額の処理)

第9条 決算の結果、当該事業に係る経費が配分金を下回った場合には、不要額として本会に返還しなければならない。

(配分決定の取消)

第10条 本要綱に違反、若しくは次に掲げる各号に該当する場合は助成決定を取り消し助成金を全額または一部の返還を求める。

- (1) 助成金の決定後、組織が解散若しくは事業運営を中止または廃止したとき。
- (2) 助成を受ける事業が、官公営または営利団体等に移管したとき。
- (3) 運営並びに事業実施上、著しく社会的信用を損なうと判断される行為をしたとき。
- (4) その他、本会において不適切と認められたとき。

(運用)

第11条 本要綱の適正な運用は、理事会がこれにあたる。

(その他)

第12条 その他、この要綱に記載されていない事項については、理事会の承認を得て、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日より施行する。

ケース細部事項

- ・民間福祉活動団体への助成額は原則として上限4万円までとする。  
但し、但し、単位老人クラブについては単価8,000円とし、洞爺湖町老人クラブ連合会に要望書を提出、各子ども会については単価5,000円とし、洞爺湖町子ども会育成連絡協議会に要望書を提出することとする。洞爺湖町老人クラブ連合会及び洞爺湖町子ども会育成連絡協議会は、助成事業として要望書を共同募金委員会に提出する。
- ・要望計画書及び申請書は締切厳守とし、期限までに提出が無かった場合は、翌年度の助成について要望がないものとする。
- ・助成額は、募金実績により変動があり、翌年度も同額の助成金が交付されるとは限らない。
- ・助成要望（民間福祉活動団体）については、社協だよりにおいて周知する。
- ・助成事業の流れ
  - 9月 周知（社協だより）
  - 11月 要望受付
  - 12月 審査（理事会）及び要望結果通知
  - 翌年1月 申請書の提出
  - 4月 決定通知及び助成金交付

令和4年度 市町村地域共同募金助成事業要望書  
(事業実施年度—令和5年度)

要望額 \_\_\_\_\_ 円

令和5年度に於ける当会の活動に使用するため、助成金の  
交付受けたいので要望します。

令和 年 月 日

洞爺湖町共同募金委員会  
会長 村上 正敏 様

事業執行者  
住 所 洞爺湖町  
団 体 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号 ☎

⑩

1. 事業名 [ ]
2. 使用目的 [ ]
3. 添付書類 [ 事業計画・予算書 ]
4. 希望振込先

金融機関名 \_\_\_\_\_  
口座番号 普通 \_\_\_\_\_  
(フリガナ)  
口座名義人 \_\_\_\_\_  
口座名義人電話番号 ☎ \_\_\_\_\_